

本年10月以降の保育料・副食費に係る多子減免の算定基準は、以下の事務に関して必要となるため、それぞれ政省令や要綱に規定する。

(1) 子どものための教育・保育給付

第3号認定子ども(満3歳第2号認定子どもを含む。)の保育料(第2子半額・第3子以降無償)

施行令第14条・第14条の2の改正・・・小学校就学前が算定基準(現在の取扱いを踏襲)

第1・2号認定子どもの副食費徴収免除者(第3子以降)

運営基準第13条の改正・・・免除者を新たに規定(現在の保育料の多子減免の取扱いを踏襲)

第1号認定子どもについては、新たな施設等利用費に係る保育の必要性の認定は考慮しない。

- ・ 第1号認定子ども¹ 小学校第3学年修了前が算定基準
 - 1 特別利用教育を受ける2号認定子どもを含む(認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める)
- ・ 第2号認定子ども² 小学校就学前が算定基準
 - 2 特別利用保育を受ける1号認定子どもを含む(認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業(第3子以降)

事業実施要綱の改正・・・事業・対象者を新たに規定(現在の就園奨励費の多子減免の取扱いを踏襲)

新たな施設等利用費に係る保育の必要性の認定は考慮しない。

- ・ 小学校第3学年修了前が算定基準